

令和4年度裾野市農業委員会7月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 午後1時30分から午後2時5分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	柏木 一男	6	杉山 邦利
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第 6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (4) 議第 9号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第10号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和4年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、5番 柏木一男委員、6番 杉山邦利委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第7号、番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですのでご了承いただきたいと思います。
次に、議第9号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第9号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、下条区集会所から南東に約280メートルのところに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は542㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。
渡人は昭和43年に贈与により取得しましたが、高齢のため今後の耕作が難しくなってきたことから、隣接する農地で営農をする受入との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

また、受人は就農当初、ブルーベリーの栽培を検討しておりましたが、想像以上に転石が多く、土地造成が難航しているため、軽石除去を優先して行っております。そのため、現時点ではブルーベリーの栽培ができておらず、取得した農地の一部にて露地野菜を栽培しております。

軽石除去の目安が立ち、当初予定していたブルーベリーの栽培を開始できることになり、申請に至りました。

耕作は夫婦と同居する義父母の4人で行います。

必要な農機具も購入し、申請地取得後はブルーベリーと里芋の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題はないかと思えます。

申請地取得後の経営農地は、3, 736㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、ブルーベリーと里芋の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第9号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第10号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第10号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富岡中学校の約400メートル東側に位置します。

現況は畑となっています。

譲受人は、申請地の北東側に隣接する農地の所有者の子であり、世帯での農地耕作をしています。

申請地北東側の農地への通作について、周辺に道路が無く他者所有農地を通行させてもらい通作しておりました。

譲渡人は、申請地のほか市内に複数の農地を所有しており申請地についても耕作しておりますが、懸念であった譲受人の父の所有する農地への通路確保について相談を受け話がまとまり、今回の申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、他の土地では今回の申請に係る転用目的を達成することができませんので、立地基準は満たしていると考えられます。

転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正です。都市計画法など他法令との調整も特に必要ないことから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は宅地、東・南は畑、西は市道となっています。

計画では、申請地西側の市道3042号線から、譲受人の父の所有農地までの最短経路について通路敷地を確保することとなっており、自己による整地のみで、盛り土

や切土の計画は無く、ブロックによる見切りを設置し、隣接農地と区分することとなっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木知華委員 入室)

議 長 ただ今の議第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第10号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定につ
いて 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定につ
いて 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭義文委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 利用権設定地は、裾野ひかり幼稚園から南西へ約150メートルに位置します。
利用権設定地は2筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。
面積は、2筆合計で2,615㎡です。
貸人は、それぞれの農地を取得、相続登記手続き中です。
利用権設定地は、平成29年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定
しており、借人は水稻の作付けを行ってきました。
その期間が、令和4年7月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、
改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、水稻の生産を精力的に行っております。経営農地は約4,584㎡で、効
率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 （議案朗読・投影写真により説明）
議 長	続きまして、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、裾野ひかり幼稚園から南西へ約120メートルに位置します。 利用権設定地は2筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。 面積は、2筆合計で1,673㎡です。 貸人は、農地を相続登記手続き中です。 利用権設定地は、平成29年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は水稻の作付けを行ってきました。 その期間が、令和4年7月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。 借人は、水稻の生産を精力的に行っております。経営農地は約4,399㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。 貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付ける予定です。 周辺農地への影響は特に問題はないと思います。 ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第11号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。 （質問、意見等 なし）
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3～5は関連がありますので、一括して審議いたします。 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3～5 （議案朗読・投影写真により説明）
議 長	続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、桃園公民館から西へ約800メートルに位置します。

利用権設定地は3筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。

面積は、3筆合計で4, 405㎡です。

貸人③は平成5年に贈与により、貸人④は昭和59年に相続により、それぞれ農地を取得したものです。貸人⑤は相続登記中です。

利用権設定地は、芝の管理を行ってきました。廃業により、芝の管理ができなくなることを危惧し、貸人・借人に相談したところ、話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、芝の生産を精力的に行っております。経営農地は約60, 000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、芝を栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長 　ただ今の議第11号 番号3～5について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号3～5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号6 こちらの案件については、委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号6

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　利用権設定地は、富岡第二小学校から北東へ約800メートルに位置します。

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿が山林、現況が畑です。

面積は、24, 229㎡の内、9, 970㎡です。

貸人は、平成20年に相続により農地を取得しました。

利用権設定地は、平成30年から農業経営基盤強化促進法第18条により利用権を設定しており、当時は、施設野菜の栽培を行っておりました。その後、ハウスで営農を担当していた社員が別法人を立ち上げ、

事業を承継し、昨年度9月からいちごの栽培をしております。

平成30年当時に設定した期間が、令和20年9月30日までとなっておりますが、別法人となったため、改めて利用権を設定する話がまとまり、農地中間管理事業を通しての計画の提出に至ったものです。

借人は、いちごの生産を精力的に行っております。経営農地は約10,970㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、当初に設定した令和20年9月30日までとなり、16年2カ月で、賃貸借によるものです。賃借料は10アール当たり約8万円で、年間80万円となります。

耕作管理計画によると、引き続きいちごを作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第11号 番号6について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

(入室)

これをもって令和4年度裾野市農業委員会7月総会を閉会します。

令和4年7月11日(会議録署名人)

5番署名人

柏 不 一 男

6番署名人

杉 山 邦 利